

改定案

現行

序－２ 景観計画の構成

序－２ 景観計画の構成

第１章
氷見市の景観構造

１－１ 景観構造（景観特性の類型化）の現況
「氷見市景観基本計画」の景観特性による類型を示します。

第２章
良好な景観の形成に関する方針
（景観法第８条第３項）
及び景観計画区域
（景観法第８条第２項第１号）
行為の制限に関する事項（一部）
（景観法第８条第２項第２号）

２－１ 景観形成の基本理念
「氷見市景観基本計画」を受け、基本理念において、本市が目指す景観形成のあり方を示します。
２－２ 景観形成の基本方針
「氷見市景観基本計画」を受け、景観形成の基本方針を、良好な景観の形成に関する方針として位置づけます。
２－３ 景観計画区域
氷見市において、良好な景観の形成のための事業を実施する区域を設定します。なお、当該区域は市全域とします。
２－４ 行為の制限に関する基本的な考え方
氷見市の良好な景観形成に向けて、行為の制限に関する基本的な考え方（段階的な基準設定など）を示します。

第３章
市全域に対する景観誘導策
（行為の制限に関する事項）
（景観法第８条第２項第２号）

３－１ 景観類型別の方針
「氷見市景観基本計画」の景観特性による類型化の現況を示します。
３－２ 届出対象行為
氷見市の良好な景観形成に向けて、行為を制限する届出対象を示します。
３－３ 行為の制限に関する基準
市全域、類型別などの段階に応じた行為の制限に関する基準を示します。

第４章
景観形成重点地区の設定
（行為の制限に関する事項）
（景観法第８条第２項第２号）

４－１ 景観形成重点地区の設定基準
氷見市において、特に積極的な景観誘導を行う地区「景観形成重点地区」の設定基準を定めます。
４－２ 景観形成重点地区の候補地
上記の設定基準をもとに、「景観形成重点地区」の候補地を比較検討します。
また、候補地の中から「優先的に対応を検討する地区」を選定し、景観誘導の方向性を定めます。
４－３ 景観形成重点地区の指定
候補地の中から指定された積極的な景観誘導を行う地区「景観形成重点地区」を示します。

第５章
景観重要建造物及び
景観重要樹木の指定の方針
（景観法第８条第２項第３号）

５－１ 景観重要建造物の指定の方針
氷見市において、良好な景観の形成を促進するため、景観上重要な建造物の指定の方針や基準等を定めます。
５－２ 景観重要樹木の指定の方針
氷見市において、良好な景観の形成を促進するため、景観上重要な樹木の指定の方針や基準等を定めます。

第６章
その他の良好な景観形成に
関する事項
（景観法第８条第２項第４号）

景観法に基づき、景観計画に必ず定める事項（区域、行為の制限等）のほか、良好な景観形成に向けて、屋外広告物、景観重要公共施設に関する方針などを定めます。

第７章
計画の実現に向けて

「氷見市景観基本計画」（景観形成推進方策の検討）を踏まえ、計画の実現に向けた市民・事業者・行政の役割分担などを示します。

必須事項 定めることが望ましい事項 選択事項 ※景観重要建造物・樹木については、指定対象がある場合

第１章
氷見市の景観構造

１－１ 景観構造（景観特性の類型化）の現況
「氷見市景観基本計画」の景観特性による類型を示します。

第２章
良好な景観の形成に関する方針
（景観法第８条第３項）
及び景観計画区域
（景観法第８条第２項第１号）
行為の制限に関する事項（一部）
（景観法第８条第２項第２号）

２－１ 景観形成の基本理念
「氷見市景観基本計画」を受け、基本理念において、本市が目指す景観形成のあり方を示します。
２－２ 景観形成の基本方針
「氷見市景観基本計画」を受け、景観形成の基本方針を、良好な景観の形成に関する方針として位置づけます。
２－３ 景観計画区域
氷見市において、良好な景観の形成のための事業を実施する区域を設定します。なお、当該区域は市全域とします。
２－４ 行為の制限に関する基本的な考え方
氷見市の良好な景観形成に向けて、行為の制限に関する基本的な考え方（段階的な基準設定など）を示します。

第３章
市全域に対する景観誘導策
（行為の制限に関する事項）
（景観法第８条第２項第２号）

３－１ 景観類型別の方針
「氷見市景観基本計画」の景観特性による類型化の現況を示します。
３－２ 届出対象行為
氷見市の良好な景観形成に向けて、行為を制限する届出対象を示します。
３－３ 行為の制限に関する基準
市全域、類型別などの段階に応じた行為の制限に関する基準を示します。

第４章
景観形成重点地区の設定
（行為の制限に関する事項）
（景観法第８条第２項第２号）

４－１ 景観形成重点地区の設定基準
氷見市において、特に積極的な景観誘導を行う地区「景観形成重点地区」の設定基準を定めます。
４－２ 景観形成重点地区の候補地
上記の設定基準をもとに、「景観形成重点地区」の候補地を比較検討します。
また、候補地の中から「優先的に対応を検討する地区」を選定し、景観誘導の方向性を定めます。

第５章
景観重要建造物及び
景観重要樹木の指定の方針
（景観法第８条第２項第３号）

５－１ 景観重要建造物の指定の方針
氷見市において、良好な景観の形成を促進するため、景観上重要な建造物の指定の方針や基準等を定めます。
５－２ 景観重要樹木の指定の方針
氷見市において、良好な景観の形成を促進するため、景観上重要な樹木の指定の方針や基準等を定めます。

第６章
その他の良好な景観形成に
関する事項
（景観法第８条第２項第４号）

景観法に基づき、景観計画に必ず定める事項（区域、行為の制限等）のほか、良好な景観形成に向けて、屋外広告物、景観重要公共施設に関する方針などを定めます。

第７章
計画の実現に向けて

「氷見市景観基本計画」（景観形成推進方策の検討）を踏まえ、計画の実現に向けた市民・事業者・行政の役割分担などを示します。

必須事項 定めることが望ましい事項 選択事項 ※景観重要建造物・樹木については、指定対象がある場合

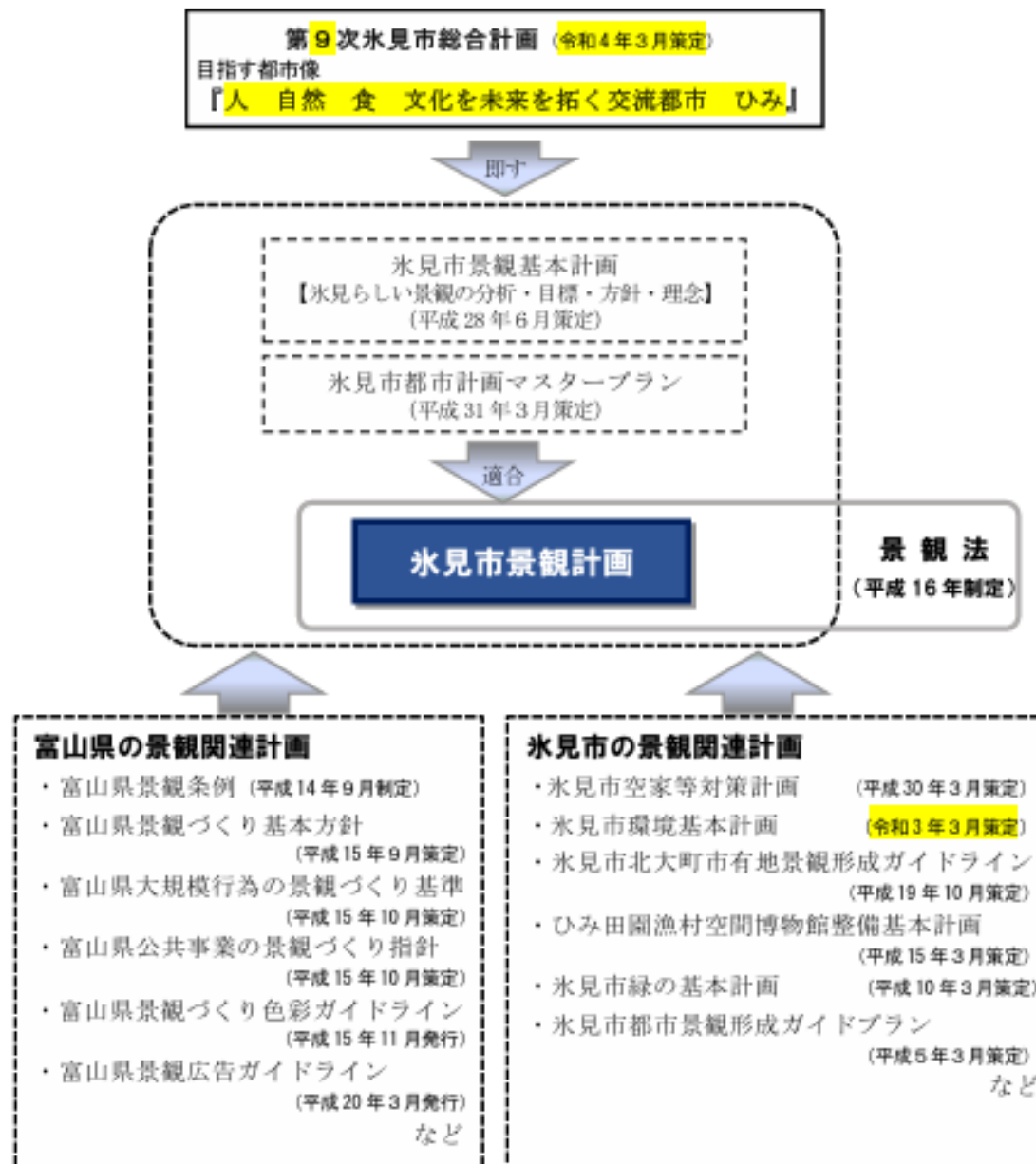
改定案

現行

序－３ 景観計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第9次氷見市総合計画」に即し、「氷見市都市計画マスタープラン」に適合するよう策定します。また、景観関連計画である「富山県景観条例」及び氷見市の景観形成の理念を示す「氷見市景観基本計画」との整合性を図りながら策定します。

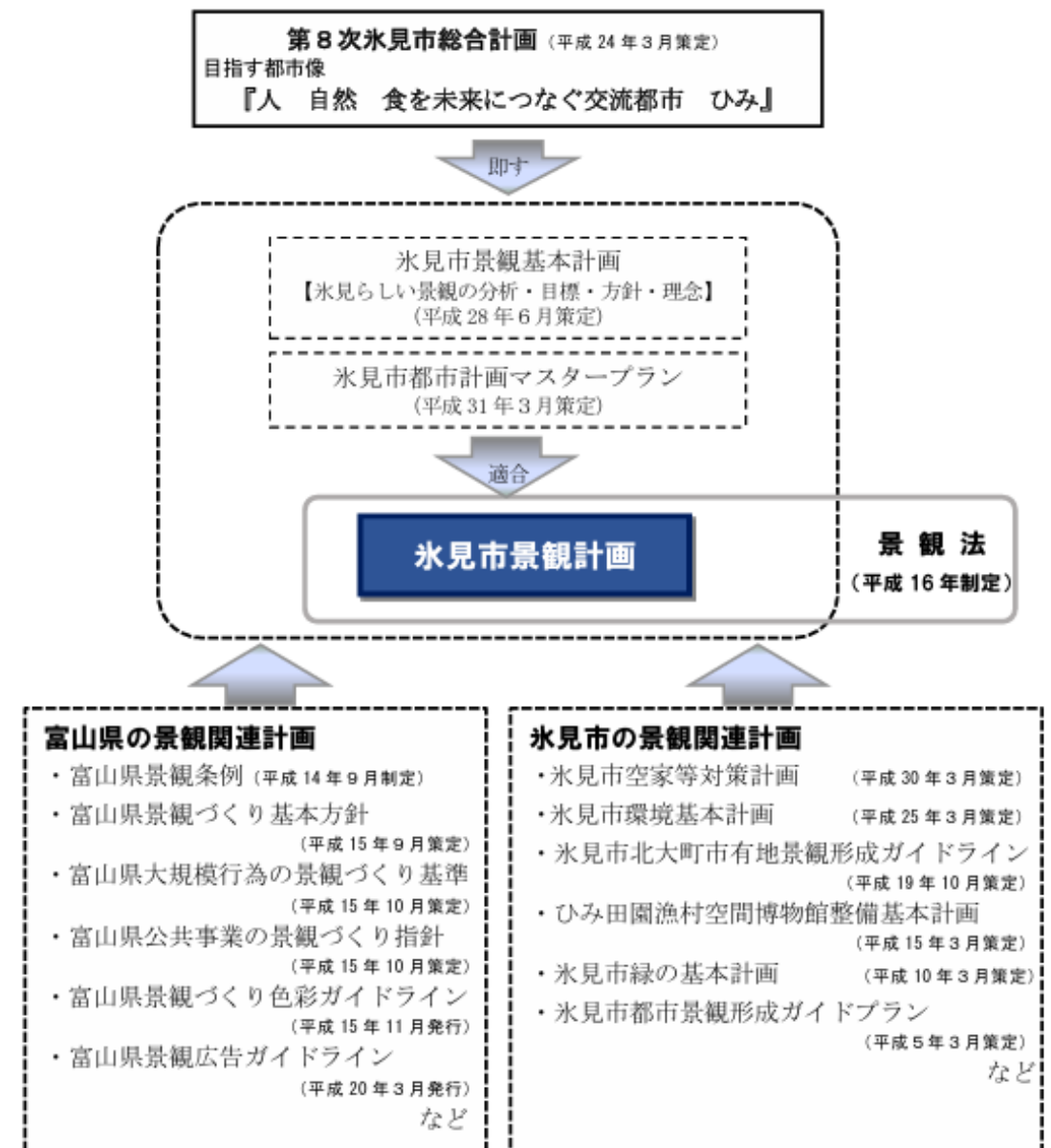
景観計画の位置づけ



序－３ 景観計画の位置づけ

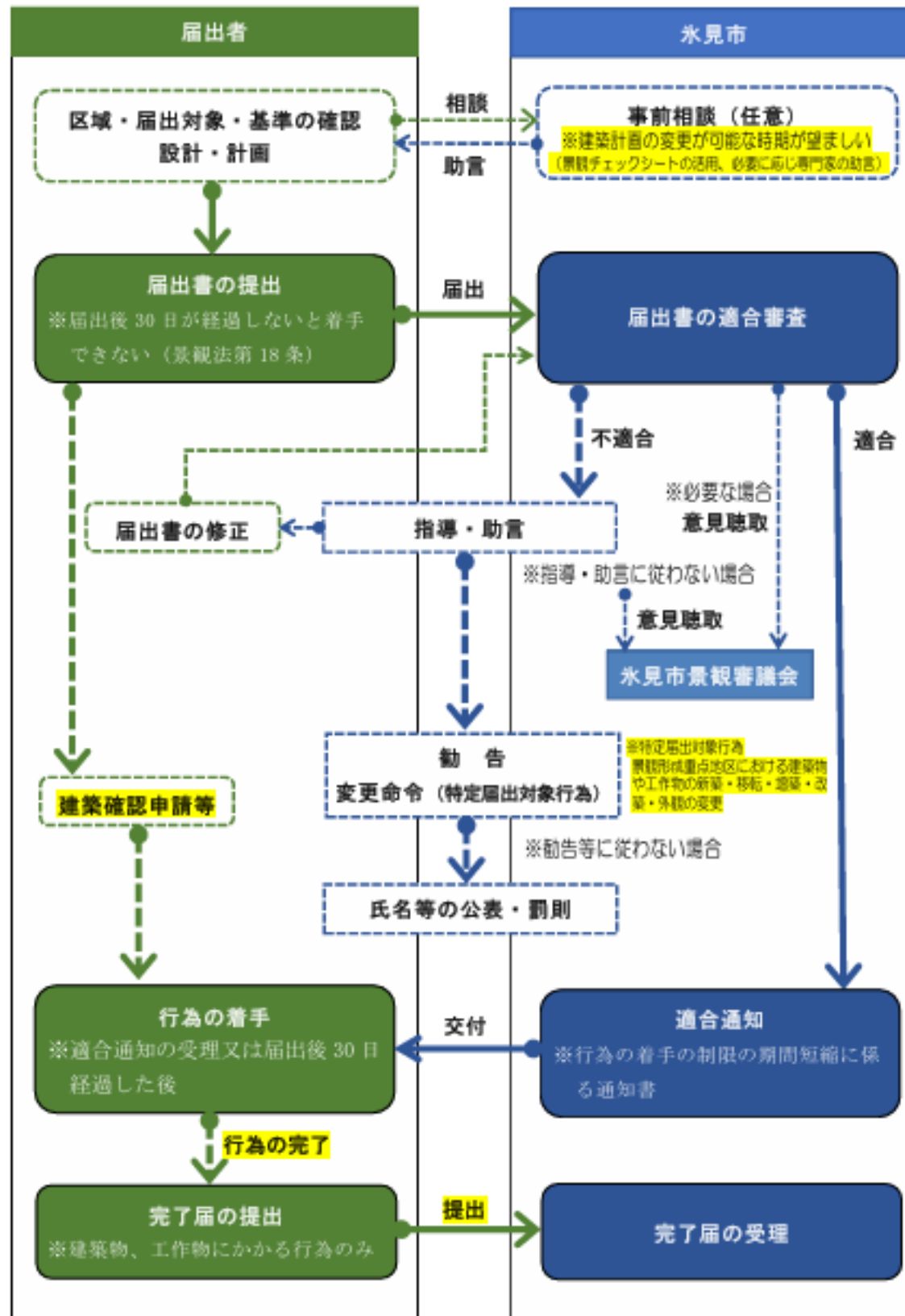
本計画は、上位計画である「第8次氷見市総合計画」に即し、「氷見市都市計画マスタープラン」に適合するよう策定します。また、景観関連計画である「富山県景観条例」及び氷見市の景観形成の理念を示す「氷見市景観基本計画」との整合性を図りながら策定します。

景観計画の位置づけ



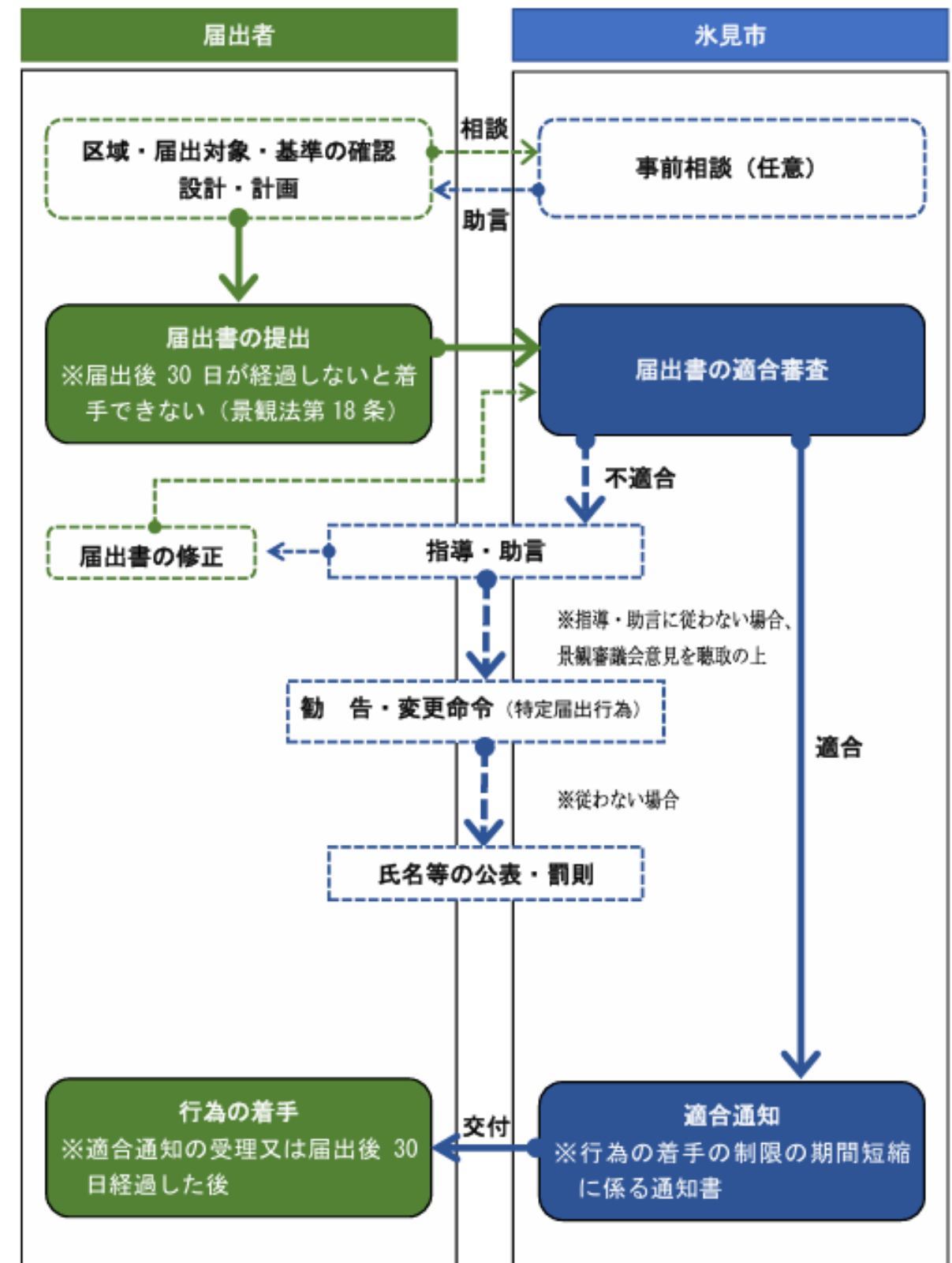
改定案

【届出の流れ】



現行

【届出の流れ】



改定案

3-3 市域全体における景観誘導基準

景観誘導基準については、4つの景観構造を捉えながら、景観に対する市民の意識を高め、継続的に基準を共有・遵守していくことを第一義とし、**最低限守るべき、比較的緩やかな基準を設定**するものとします。

【市域全体における景観誘導基準】

事 項		景 観 誘 導 基 準	谷筋集落	平地集落	沿岸部集落	市街地
基本事項		・行為の計画地及びその周辺地域の自然（海岸、河川、里山等）、田園、歴史、文化、まち並み等の景観上の特性を把握し、当該行為の景観づくりに適切に反映させる。	○	○	○	○
		・周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。	○	○	○	○
		・都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。	○	○	○	○
		・谷底平野、谷間、高台に形成される谷筋集落、川沿い、山際、平野部に形成される平地集落、氷見海岸などと一体を成す沿岸部集落のまち並みとの調和に配慮する。	○	○	○	
		・黒瓦の家並みが美しい市街地や、歴史的な面影を残す街道沿いのまち並みとの調和に配慮する。				○
		・氷見海岸などの海岸景観、急峻な谷筋や平地を緩やかに流れる河川景観を保全するため、それら海岸・河川景観との調和に配慮する。	○	○	○	○
		・氷見の地形を特徴づける里山等の自然環境との調和に配慮する。	○			
		・棚田や平地に広がる良好な田園景観との調和に配慮する。	○	○		
建築物 位置・高さ		・地形・形状の大幅な改変を生ずる場所への立地を避けるよう配慮する。	○	○	○	○
		・建築物の形態、まち並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫する。	○	○	○	○
		・まち並みや通りに圧迫感を与える高さの建築物は建てないよう配慮する。		○	○	○
		・国道160号、国道415号等の幹線道路沿道では、海岸線及び立山連峰への眺望、山並みのスカイラインを著しく阻害する建築物は建てないよう配慮する。	○	○	○	○
		・連続したまち並みが見られる地域では、 壁面の位置を揃えるなど、まち並みの連続性に 配慮する。		○	○	○
		・主要な眺望点から、海岸線及び立山連峰への眺望、山並みのスカイラインを著しく阻害する建築物は建てないよう配慮する。	○	○	○	○

※表中の○印は、景観類型別（谷筋集落景観地域、平地集落景観地域、沿岸部集落景観地域、市街地景観地域）の該当基準を示しています。

現行

3-3 市域全体における景観誘導基準

景観誘導基準については、4つの景観構造を捉えながら、景観に対する市民の意識を高め、継続的に基準を共有・遵守していくことを第一義とし、**最低限守るべき、比較的緩やかな基準を設定**するものとします。

【市域全体における行為の制限に関する基準】

事 項		基 準	谷筋集落	平地集落	沿岸部集落	市街地
基本事項		・行為の計画地及びその周辺地域の自然（海岸、河川、里山等）、田園、歴史、文化、まち並み等の景観上の特性を把握し、当該行為の景観づくりに適切に反映させる。	○	○	○	○
		・周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。	○	○	○	○
		・都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。	○	○	○	○
		・谷底平野、谷間、高台に形成される谷筋集落、川沿い、山際、平野部に形成される平地集落、氷見海岸などと一体を成す沿岸部集落のまち並みとの調和に配慮する。	○	○	○	
		・黒瓦の家並みが美しい市街地や、歴史的な面影を残す街道沿いのまち並みとの調和に配慮する。				○
		・氷見海岸などの海岸景観、急峻な谷筋や平地を緩やかに流れる河川景観を保全するため、それら海岸・河川景観との調和に配慮する。	○	○	○	○
		・氷見の地形を特徴づける里山等の自然環境との調和に配慮する。	○			
		・棚田や平地に広がる良好な田園景観との調和に配慮する。	○	○		
建築物 位置・高さ		・地形・形状の大幅な改変を生ずる場所への立地を避けるよう配慮する。	○	○	○	○
		・建築物の形態、まち並みの状況等に応じて、まち並みとしての連続性や、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、まち並みの連続性が重視される地域では、まち並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。	○	○	○	○
		・敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺のまち並み等の景観を損なうことのないよう工夫する。	○	○	○	○
		・まち並みや通りに圧迫感を与える高さの建築物は建てないよう配慮する。		○	○	○
		・国道160号、国道415号等の幹線道路沿道では、海岸線及び立山連峰への眺望、山並みのスカイラインを著しく阻害する建築物は建てないよう配慮する。	○	○	○	○
		・連続したまち並みが見られる地域では、連続性に配慮した壁面の位置とするよう配慮する。		○	○	○
		・主要な眺望点から、海岸線及び立山連峰への眺望、山並みのスカイラインを著しく阻害する建築物は建てないよう配慮する。	○	○	○	○

※表中の○印は、景観類型別（谷筋集落景観地域、平地集落景観地域、沿岸部集落景観地域、市街地景観地域）の該当基準を示しています。

改定案

【市域全体における景観誘導基準（つづき）】

事 項		景 観 誘 導 基 準	谷筋 集 落	平 地 集 落	沿 岸 部 集 落	市 街 地
建 築 物	形 態・ 意 匠	・過剰な装飾を避け、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地内に複数の建築物を設ける場合は、これらの建築物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。	○	○	○	○
		・長大な壁面を持つ外壁や擁壁などは、分節化した意匠や仕上げの工夫等により歩行者に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。	○	○	○	○
		・建築物の意匠は、谷筋、平地、沿岸部の集落や市街地に見られる地域ごとの伝統的な家屋様式と調和するよう配慮する。	○	○	○	○
		・市街地における建築物の屋根は、黒瓦の家並みと調和する勾配屋根とするよう配慮する。				○
	色 彩	・外壁、屋根等の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、まち並み・自然等の背景と色相や色調を揃えるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・敷地内の複数の建築物は相互の色調を揃え、付帯する屋外設備機器や広告物等は建築物と色相を揃えるなど、全体が調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・外壁、屋根等に強調色（アクセント色）を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・市街地における建築物の屋根は、黒瓦の家並みと調和する黒系の低彩度の色調とするよう配慮する。				○
	素 材	・耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。	○	○	○	○
		・地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等を景観づくりに生かすよう工夫する。	○	○	○	○
		・金属やガラスなどの光を反射する性質がある素材は、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。	○	○	○	○
	敷地の 緑 化	・敷地内は、建築物の状況や地域の環境等に応じた樹種等でできる限り緑化する。	○	○	○	○
		・敷地の外周は、高さの異なる植栽等を組み合わせ、道路等の公共空間に面する部分は、季節を感じられる花木、樹木で緑化するなど、緑が連続したうるおいあるまち並みを形成するよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地内の樹姿や樹勢の良い樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。	○	○	○	○
		・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川や周辺の緑との調和に配慮する。	○	○	○	○

※表中の○印は、景観類型別（谷筋集落景観地域、平地集落景観地域、沿岸部集落景観地域、市街地景観地域）の該当基準を示しています。

現行

【市域全体における行為の制限に関する基準（つづき）】

事 項		基 準	谷筋 集 落	平 地 集 落	沿 岸 部 集 落	市 街 地
建 築 物	形 態・ 意 匠	・過剰な装飾を避け、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地内に複数の建築物を設ける場合は、これらの建築物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。	○	○	○	○
		・周辺のまち並みや黒瓦などの伝統的な家屋様式、田圃、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。	○	○	○	○
		・谷筋、平地、沿岸部の集落や市街地に見られる地域ごとの伝統的な家屋様式と調和するよう配慮する。	○	○	○	○
		・旧市街地における建築物の屋根は、黒瓦の家並みと調和する勾配屋根とするよう配慮する。				○
	色 彩	・外壁、屋根等の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となるまち並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・敷地内に複数の建築物等を設ける場合は、全体の色調をそろえるなど、相互の色彩が調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・建築物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、建築物と色相をそろえるなど、建築物本体の色彩と調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・外壁、屋根等に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・太陽光発電設備等を屋根・外壁等に設置する場合は、パネルの色彩を屋根・外壁の色彩と調和するものとする。	○	○	○	○
		・旧市街地における建築物の屋根は、黒瓦の家並みと調和する黒系の低彩度の色調とするよう配慮する。				○
	素 材	・耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。	○	○	○	○
		・地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等を景観づくりに生かすよう工夫する。	○	○	○	○
		・自然が豊かな地域や閑静な住宅地、歴史的なまち並みでは、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。	○	○	○	○

※表中の○印は、景観類型別（谷筋集落景観地域、平地集落景観地域、沿岸部集落景観地域、市街地景観地域）の該当基準を示しています。

改定案

【市域全体における景観誘導基準（つづき）】

事 項		景 観 誘 導 基 準	谷筋集落	平地集落	沿岸部集落	市街地
建築物	太陽光発電設備	・太陽光パネルの向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置になるよう工夫する。	○	○	○	○
		・太陽光パネルを屋根又は外壁に設置する場合は、屋根又は外壁と一体的に見える形態となるよう工夫し、太陽光パネルの最上部が屋根の棟の高さを超えないよう工夫する。	○	○	○	○
		・太陽光パネル及びその付属設備の色彩は、黒色又は低明度・低彩度の目立たないものとし、周辺の景観と調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・太陽光パネルの材質は、低反射のものや模様が目立たないものとするなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。	○	○	○	○
		・太陽光パネルの材質は、劣化しにくく経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう工夫する。	○	○	○	○
	広告物	・建築物のスカイラインから突出する規模とならないよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地内の広告物は、できるだけ設置数を減らし、同じ表現を繰り返さないなど情報量を整理し、全体としてまとまりのあるものになるよう工夫する。	○	○	○	○
		・交差点部においては、屋外広告物の集約化や掲出位置に配慮する。	○	○	○	○
		・大面積での色彩の使用や高彩度の色彩を避け、外壁の色彩やデザインとの調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・広告物を設置する場合は、富山県屋外広告物条例に示す基準に配慮する。	○	○	○	○
	その他	・屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。	○	○	○	○
		・壁面後退部分は前面道路と段差を設けず、舗装の素材や色彩と調和させるなど、公共空間と一体的な空間の創出を図るよう工夫する。	○	○	○	○
		・過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。	○	○	○	○
		・敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。	○	○	○	○

※表中の○印は、景観類型別（谷筋集落景観地域、平地集落景観地域、沿岸部集落景観地域、市街地景観地域）の該当基準を示しています。

現行

【市域全体における行為の制限に関する基準（つづき）】

事 項		基 準	谷筋集落	平地集落	沿岸部集落	市街地
建築物	敷地の緑化	・敷地内は、建築物の状況や地域の環境等に応じた樹種等のできる限り緑化するとともに、周囲を囲う場合は、高さの異なる植栽等を組み合わせて活用するよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。	○	○	○	○
		・道路等の公共空間に面する部分を緑化するなど、まち並み等にうるおいを与えるよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川や、周辺の緑との調和に配慮する。	○	○	○	○
		・屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。また、舗装の色は高い彩度を避け、周辺の景観と調和するよう工夫する。	○	○	○	○
	その他	・過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。	○	○	○	○
		・敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。	○	○	○	○

※表中の○印は、景観類型別（谷筋集落景観地域、平地集落景観地域、沿岸部集落景観地域、市街地景観地域）の該当基準を示しています。

改定案

現行

【市域全体における景観誘導基準（つづき）】

事 項		景 観 誘 導 基 準	谷筋 集 落	平地 集 落	沿岸部 集 落	市街 地
工 作 物	位 置 ・ 高 さ	・地形・形状の大幅な改変を生ずる場所への立地を避けるよう配慮する。	○	○	○	○
		・工作物の形態、まち並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫する。	○	○	○	○
		・まち並みや通りに圧迫感を与える高さの工作物は建てないよう配慮する。		○	○	○
		・国道 160 号、国道 415 号等の幹線道路沿道では、海岸線及び立山連峰への眺望、山並みのスカイラインを著しく阻害する工作物は建てないよう配慮する。	○	○	○	○
		・連続したまち並みが見られる地域では、壁面の位置を揃えるなど、まち並みの連続性に配慮する。		○	○	○
		・主要な眺望点から、海岸線及び立山連峰への眺望、山並みのスカイラインを著しく阻害する工作物は建てないよう配慮する。	○	○	○	○
		・使用部材数を抑え、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、工作物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地内に複数の工作物を設ける場合は、これらの工作物が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。	○	○	○	○
	形 態 ・ 意 匠	・長大な壁面を持つ外壁や擁壁などは、分節化した意匠や仕上げの工夫等により歩行者に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。	○	○	○	○
		・工作物の意匠は、谷筋、平地、沿岸部の集落や市街地に見られる地域ごとの伝統的な家屋様式と調和するよう配慮する。	○	○	○	○
		・市街地における工作物の屋根は、黒瓦の家並みと調和する勾配屋根とするよう配慮する。				○
		・工作物の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、まち並み、自然等の背景と色相や明度、色調を揃えるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。	○	○	○	○
	色 彩	・敷地内の複数の工作物は相互の色調を揃え、付帯する屋外設備機器や広告物等は工作物と色相を揃えるなど、全体が調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・工作物に強調色（アクセント色）を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が工作物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・太陽光発電設備等を設置する場合は、太陽光パネル及びその付属設備の色彩を黒色又は低明度・低彩度の目立たないものとし、周辺の景観とも調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・市街地における工作物の屋根は、黒瓦の家並みと調和する黒系の低彩度の色調とするよう配慮する。				○
		・携帯電話基地局を設置する場合は、周辺の景観と調和し、周辺からの見え方に配慮した色彩とするよう工夫する。	○	○	○	○

※表中の○印は、景観類型別（谷筋集落景観地域、平地集落景観地域、沿岸部集落景観地域、市街地景観地域）の該当基準を示しています。

【市域全体における行為の制限に関する基準（つづき）】

事 項		基 準	谷筋 集 落	平地 集 落	沿岸部 集 落	市街 地
工 作 物	位 置 ・ 高 さ	・地形・形状の大幅な改変を生ずる場所への立地を避けるよう配慮する。	○	○	○	○
		・工作物の形態、まち並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫する。	○	○	○	○
		・敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺のまち並み等の景観を損なうことのないよう工夫する。	○	○	○	○
		・まち並みや通りに圧迫感を与える高さの工作物は建てないよう配慮する。		○	○	○
		・国道 160 号、国道 415 号等の幹線道路沿道では、海岸線及び立山連峰への眺望、山並みのスカイラインを著しく阻害する工作物は建てないよう配慮する。	○	○	○	○
		・連続したまち並みが見られる地域では、連続性に配慮した壁面の位置とするよう配慮する。		○	○	○
		・主要な眺望点から、海岸線及び立山連峰への眺望、山並みのスカイラインを著しく阻害する工作物は建てないよう配慮する。	○	○	○	○
	形 態 ・ 意 匠	・使用部材数を抑え、設備配管等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、工作物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地内に複数の工作物を設ける場合や建築物の付属物として設ける場合は、これらの建築物や工作物が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。	○	○	○	○
		・周辺のまち並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。	○	○	○	○
		・施設については、谷筋、平地、沿岸部の集落や市街地に見られる地域ごとの伝統的な家屋様式と調和するよう配慮する。	○	○	○	○
		・旧市街地における施設の屋根は、黒瓦の家並みと調和する勾配屋根とするよう配慮する。				○
	色 彩	・工作物の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となる黒瓦などの伝統的なまち並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・敷地内に複数の工作物を設ける場合は、全体の色調をそろえるなど、相互の色彩が調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・工作物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、工作物と色相をそろえるなど、工作物本体の色彩と調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・工作物に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が工作物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・太陽光発電設備等を屋根・外壁等に設置する場合は、パネルの色彩を屋根・外壁の色彩と調和するものとする。	○	○	○	○
		・旧市街地における施設の屋根は、黒瓦の家並みと調和する黒系の低彩度の色調とするよう配慮する。				○
		・携帯電話基地局や太陽光発電設備等を設置する場合は、周辺の景観と調和し、周辺からの見え方に配慮した色彩とするよう工夫する。	○	○	○	○

※表中の○印は、景観類型別（谷筋集落景観地域、平地集落景観地域、沿岸部集落景観地域、市街地景観地域）の該当基準を示しています。

改定案

現行

【市域全体における景観誘導基準（つづき）】

事 項		景 観 誘 導 基 準	谷筋 集 落	平地 集 落	沿岸 部 集 落	市街 地
工 作 物	素 材	・耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。	○	○	○	○
		・地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等を景観づくりに生かすよう工夫する。	○	○	○	○
		・ 金属やガラスや太陽光パネルなどの光を反射する性質がある素材は、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。	○	○	○	○
	敷地の緑化	・敷地内は、工作物の状況や地域の環境等に応じた樹種等のできる限り緑化するよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地の外周は、高さの異なる植栽等を組み合わせ、道路等の公共空間に面する部分は、 季節を感じられる花木、樹木で緑化するなど、緑が連続した うるおいあるまち並みを形成するよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地内の 樹姿や樹勢の良い 樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や工作物の修景に生かすよう工夫する。	○	○	○	○
		・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、 海岸・河川や周辺の緑との調和に配慮する。	○	○	○	○
	その他	・屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。	○	○	○	○
		・ 壁面後退部分は前面道路と段差を設けず、舗装の素材や色彩と調和させるなど、公共空間と一体的な空間の創出を図るよう工夫する。	○	○	○	○
		・ 夜間の安全性や楽しさの演出のため、あたたかみが感じられる灯りを提供するなど照明方法を工夫し、落ち着いた夜間の景観に配慮する。	○	○	○	○
		・敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。	○	○	○	○
		・ 太陽光発電設備等は、緑化や周辺景観と調和する塀や柵により修景するなど、道路等の公共空間から直接望見できないよう工夫すること。	○	○	○	○

※表中の○印は、景観類型別（谷筋集落景観地域、平地集落景観地域、沿岸部集落景観地域、市街地景観地域）の該当基準を示しています。

【市域全体における行為の制限に関する基準（つづき）】

事 項		基 準	谷筋 集 落	平地 集 落	沿岸 部 集 落	市街 地
工 作 物	素 材	・耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。	○	○	○	○
		・地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等を景観づくりに生かすよう工夫する。	○	○	○	○
		・自然が豊かな地域や閑静な住宅地、歴史的なまち並みでは、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。	○	○	○	○
	敷地の緑化	・敷地内は、工作物の状況や地域の環境等に応じた樹種等のできる限り緑化するとともに、周囲を囲う場合は、高さの異なる植栽等を組み合わせて活用するよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や工作物の修景に生かすよう工夫する。	○	○	○	○
		・道路等の公共空間に面する部分を緑化するなど、まち並み等にうるおいを与えるよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、 海岸・河川や、周辺の緑との調和に配慮する。	○	○	○	○
	その他	・屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。また、舗装の色は高い彩度を避け、周辺の景観と調和するよう工夫する。	○	○	○	○
		・過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。	○	○	○	○
		・敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。	○	○	○	○
		・太陽光発電設備等を敷地内に設置する場合は、周囲を植栽で囲うなど、周辺からの見え方に配慮する。	○	○	○	○

※表中の○印は、景観類型別（谷筋集落景観地域、平地集落景観地域、沿岸部集落景観地域、市街地景観地域）の該当基準を示しています。

改定案

【市域全体における景観誘導基準（つづき）】

事 項		景 観 誘 導 基 準	各 府 集 落	平 地 集 落	沿 岸 部 集 落	市 街 地
開 発 行 為	土地の 形 状	・従来の地形・形状をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形・形状の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川と調和した形状となるよう配慮する。	○	○	○	○
	土地の 緑 化	・樹姿や樹勢の良い樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川や周辺の緑との調和に配慮する。	○	○	○	○
	法面の 外 観	・法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周囲の景観への影響を軽減するよう工夫する。	○	○	○	○

※表中の○印は、景観類型別（谷筋集落景観地域、平地集落景観地域、沿岸部集落景観地域、市街地景観地域）の該当基準を示しています。

【市域全体における行為の制限に関する基準（つづき）】

事 項		基 準	谷筋 集落	平地 集落	沿岸 部 集落	市街 地
開 発 行 為	土地の 形 状	・従来の地形・形状をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形・形状の変更が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川と調和した形状となるよう配慮する。	○	○	○	○
	土地の 緑 化	・優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川や、周辺の緑との調和に配慮する。	○	○	○	○
	法面の 外 観	・法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。	○	○	○	○

※表中の○印は、景観類型別（谷筋集落景観地域、平地集落景観地域、沿岸部集落景観地域、市街地景観地域）の該当基準を示しています。

改定案

【市域全体における景観誘導基準（つづき）】

事 項		景 観 誘 導 基 準	谷筋 集 落	平地 集 落	沿岸部 集 落	市街地
土地の区 画形質の 変更 （水面の 埋立て及 び干拓を 含む）	土地の形状	・従来の地形・形状をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形・形状の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川と調和した形状となるよう配慮する。	○	○	○	○
	土地の緑化	・樹姿や樹勢の良い樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川や周辺の緑との調和に配慮する。	○	○	○	○
	法面の外観	・法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。	○	○	○	○
		・法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。	○	○	○	○
屋外にお ける物品 の集積又 は貯蔵	集 積 又 は 貯蔵の方法	・集積等は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。	○	○	○	○
	遮 へ い	・植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。	○	○	○	○
鉱物の採 掘又は土 石の類の 採取	遮 へ い	・植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。	○	○	○	○
	跡地の形状	・地形・形状の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。	○	○	○	○
	跡地の緑化	・採掘等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。	○	○	○	○

※表中の○印は、景観類型別（谷筋集落景観地域、平地集落景観地域、沿岸部集落景観地域、市街地景観地域）の該当基準を示しています。

現行

【市域全体における行為の制限に関する基準（つづき）】

事 項		基 準	谷筋 集 落	平地 集 落	沿岸部 集 落	市街地
土地の区画 形質の変更 （水面の埋 立て及び干 拓を含む）	土地の形状	・従来の地形・形状をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形・形状の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川と調和した形状となるよう配慮する。	○	○	○	○
	土地の緑化	・優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。	○	○	○	○
		・敷地が海岸や、下田川、宇波川、阿尾川、余川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川などの河川に近接する場合は、海岸・河川や、周辺の緑との調和に配慮する。	○	○	○	○
	法面の外観	・法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。	○	○	○	○
		・法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。	○	○	○	○
屋外にお ける物品の 集積又は貯 蔵	集 積 又 は 貯蔵の方法	・集積等は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。	○	○	○	○
	遮 へ い	・植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。	○	○	○	○
鉱物の採掘 又は土石の 類の採取	遮 へ い	・植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。	○	○	○	○
	跡地の形状	・地形・形状の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。	○	○	○	○
	跡地の緑化	・採掘等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。	○	○	○	○

※表中の○印は、景観類型別（谷筋集落景観地域、平地集落景観地域、沿岸部集落景観地域、市街地景観地域）の該当基準を示しています。

改定案

現行

第4章 景観形成重点地区の設定

4-1 景観形成重点地区の設定基準

氷見市では、特に積極的な景観誘導を行う景観形成重点地区を指定していくため、以下の設定基準を設けます。

景観形成重点地区の選定基準

1. 本市を代表する景観資源を有し、積極的な景観形成が求められる地区

本市の顔となるまちなか、海岸・漁港と調和した集落、里山・田園と調和した集落、歴史的なまち並み、海越しの立山連峰、黒瓦の家並み、湊川などの河川景観、JR氷見線など、本市を代表する景観として市民の多くが認識する資源を有し、今後も、保全・継承していくため、積極的な景観形成が求められる地区である。

2. 本市の計画等の位置づけから、重点的な景観形成を行う必要がある地区

「第9次氷見市総合計画」、「氷見市都市計画マスタープラン」、「氷見まちなかグランドデザイン」をはじめとする本市の主要な計画の中で、本市の今後のまちづくりにおいて重要度が高い地区の候補として位置づけられており、景観形成の観点を取り入れた重点的なまちづくりが必要とされる地区である。

3. 事業等による急速な開発又は衰退によって景観が著しく変化するおそれがある地区

能越自動車道の全線開通や、比美乃江大橋を含む海岸域の整備、氷見市役所・金沢医科大学氷見市民病院の移転など、行政による大規模な整備事業や、これと並行して計画される民間による開発により、環境が著しく変化し、景観が阻害されるおそれがある地区である。

4. 景観に対する地区住民の意識が高く、積極的な景観誘導が期待できる地区

地区の緑化や美化活動、景観に関するワークショップの開催など、これまで景観形成に積極的に取り組んでおり、景観に対する地区住民の意識が高く、積極的な景観誘導が期待できる地区である。

第4章 景観形成重点地区の設定

4-1 景観形成重点地区の設定基準

氷見市では、特に積極的な景観誘導を行う景観形成重点地区を指定していくため、以下の設定基準を設けます。

景観形成重点地区の選定基準

1. 本市を代表する景観資源を有し、積極的な景観形成が求められる地区

本市の顔となるまちなか、海岸・漁港と調和した集落、里山・田園と調和した集落、歴史的なまち並み、海越しの立山連峰、黒瓦の家並み、湊川などの河川景観、JR氷見線など、本市を代表する景観として市民の多くが認識する資源を有し、今後も、保全・継承していくため、積極的な景観形成が求められる地区である。

2. 本市の計画等の位置づけから、重点的な景観形成を行う必要がある地区

「第8次氷見市総合計画」、「氷見市都市計画マスタープラン」、「氷見まちなかグランドデザイン」をはじめとする本市の主要な計画の中で、本市の今後のまちづくりにおいて重要度が高い地区の候補として位置づけられており、景観形成の観点を取り入れた重点的なまちづくりが必要とされる地区である。

3. 事業等による急速な開発又は衰退によって景観が著しく変化するおそれがある地区

能越自動車道の全線開通や、比美乃江大橋を含む海岸域の整備、氷見市役所・金沢医科大学氷見市民病院の移転など、行政による大規模な整備事業や、これと並行して計画される民間による開発により、環境が著しく変化し、景観が阻害されるおそれがある地区である。

4. 景観に対する地区住民の意識が高く、積極的な景観誘導が期待できる地区

地区の緑化や美化活動、景観に関するワークショップの開催など、これまで景観形成に積極的に取り組んでおり、景観に対する地区住民の意識が高く、積極的な景観誘導が期待できる地区である。

改定案

現行

4-3 景観形成重点地区の指定

氷見市景観計画に景観形成重点地区候補地として位置づけられた「(仮称)氷見インターアクセス地区」、「(仮称)シンボルロード地区」を含む国道415号沿道(道路境界から概ね40m以内の敷地)を「シンボルロード地区」として景観形成重点地区に指定します。さらに、国道160号幸町交差点を境に、まちなか区間と田園集落区間に区分し、地域特性に応じた景観形成を図ります。あわせて、景観まちづくりのビジョンやテーマを共有し、「シンボルロード地区」と一体的な地域として、まちの魅力を高めていく区域を「シンボルロード周辺回遊エリア」と位置づけます。

1. 景観形成重点地区の対象区域



2. 景観形成重点地区の届出対象行為

シンボルロード地区における届出対象行為は、別冊に掲げます。また、シンボルロード周辺回遊エリアにおける届出対象行為は、氷見市景観計画（市域全体）に準じます。

3. 景観形成重点地区の行為の制限に関する基準

シンボルロード地区における行為の制限に関する基準は、別冊に掲げます。また、シンボルロード周辺回遊エリアにおける行為の制限に関する基準は、氷見市景観計画（市域全体）に準じます。

新設

改定案

現行

4. 景観形成重点地区の目指す将来像



シンボルロード地区（まちなか区間）の将来の姿



シンボルロード地区（田園集落区間）の将来の姿

新設

改定案

7-3 計画の目標設定と見直し

1. 良好な景観づくりへ向けた目標設定

景観形成重点地区の指定、景観づくり協議会の組織化、景観づくり住民協定締結の目標を、以下のように設定します。

項目	10年後2029年までの目標	数値目標
景観形成重点地区	優先的に対応を検討する地区4地区から、地区を指定	2地区
景観づくり協議会	景観形成重点地区に限らず、市内の良好な景観形成に意欲のある団体の組織化	2団体
景観づくり住民協定	景観づくり協議会地区内または新たな住宅団地などでの良好な景観形成のためのルール（景観づくり住民協定）の締結	1協定

2. 景観形成の基本方針の具体例

景観形成の基本方針を、景観形成重点地区候補地の具体的な取組みにあてはめると以下ようになります。

基本方針 候補地	“まもる”	“いかす”	“つくる”	“ととのえる”
旧市街地 地区	・黒瓦の家並み ・湊川沿いのスズカケの木 ・上庄川沿いの倉庫群	・銅板葺きの外壁 ・湊川親水空間 ・防災建築街区の再生	・漁師の番屋をイメージした駅前広場の整備 ・まんがロードの延伸	・みなとがわ倉庫のリノベーション ・空き家の利活用
氷見 IC アクセス地区	・自然景観への眺望 ・田園景観等との調和	・田園風景と里山への眺望	・氷見らしさとおもてなしが感じられる景観整備	・耕作放棄地の解消
シンボル ロード地区	・無電柱化された広がりある空間	・広い歩道と空き地を使ったマルシェ	・新文化施設建設 ・ウェルカムバナー、フラワーバスケットの設置	・広告物の高さを揃える ・広告物の色彩を統一する
ひみ番屋街 周辺地区	・海越しの立山連峰への眺望	・連続した黒瓦の家並み	・回遊性を高める景観整備 ・旧海岸線の再現	・外壁の色彩を統一する

現行

7-3 計画の目標設定と見直し

1. 良好な景観づくりへ向けた目標設定

景観形成重点地区の指定、景観づくり協議会の組織化、景観づくり住民協定締結の目標を、以下のように設定します。

項目	5年後2024年までの目標	数値目標
景観形成重点地区	優先的に対応を検討する地区4地区から、地区を指定	2地区
景観づくり協議会	景観形成重点地区に限らず、市内の良好な景観形成に意欲のある団体の組織化	2団体
景観づくり住民協定	景観づくり協議会地区内または新たな住宅団地などでの良好な景観形成のためのルール（景観づくり住民協定）の締結	1協定

2. 景観形成の基本方針の具体例

景観形成の基本方針を、景観形成重点地区候補地の具体的な取組みにあてはめると以下ようになります。

基本方針 候補地	“まもる”	“いかす”	“つくる”	“ととのえる”
旧市街地 地区	・黒瓦の家並み ・湊川沿いのスズカケの木 ・上庄川沿いの倉庫群	・銅板葺きの外壁 ・湊川親水空間 ・防災建築街区の再生	・漁師の番屋をイメージした駅前広場の整備 ・まんがロードの延伸	・みなとがわ倉庫のリノベーション ・空き家の利活用
氷見 IC アクセス地区	・自然景観への眺望 ・田園景観等との調和	・田園風景と里山への眺望	・氷見らしさとおもてなしが感じられる景観整備	・耕作放棄地の解消
シンボル ロード地区	・無電柱化された広がりある空間	・広い歩道と空き地を使ったマルシェ	・新文化施設建設 ・ウェルカムバナー、フラワーバスケットの設置	・広告物の高さを揃える ・広告物の色彩を統一する
ひみ番屋街 周辺地区	・海越しの立山連峰への眺望	・連続した黒瓦の家並み	・回遊性を高める景観整備 ・旧海岸線の再現	・外壁の色彩を統一する

改定案	現行																					
3. 定期的な見直しと計画の変更・修正 ① 定期的な見直しと変更・修正 景観計画全体の内容については、10年を目安に見直しを検討します。また、景観形成重点地区を指定する際には、地区住民や景観審議会の意見を聴いたうえで、景観計画の変更・修正を行います。 ② 上位計画との整合 現在、第9次氷見市総合計画後期基本計画が2022年から2031年、氷見市都市計画マスタープランが2019年から2038年の期間で策定されています。今後はこれらの上位関連計画と整合を図りながら、適切に計画の見直しを行います。 4. 氷見市景観計画の経緯 <table><tr><th>時期</th><th>内容</th><th>詳細</th></tr><tr><td>平成16年6月</td><td>「景観法」制定</td><td>平成17年6月1日 全面施行</td></tr><tr><td>平成28年6月1日</td><td>「氷見市景観基本計画」策定</td><td>氷見らしい景観の分析、目標、方針理念</td></tr><tr><td>平成29年3月31日</td><td>氷見市が「景観行政団体」に移行</td><td></td></tr><tr><td>平成31年3月25日</td><td>「氷見市景観計画」策定</td><td>市全域を景観計画区域とする 平成31年4月1日 施行</td></tr><tr><td>平成31年4月1日</td><td>「氷見市景観条例」制定</td><td>平成31年10月1日 届出開始</td></tr><tr><td>令和8年 月 日</td><td>「氷見市景観計画」変更（1回目）及び「氷見市景観形成重点地区景観計画（シンボルロード地区）」策定</td><td>重点地区：シンボルロード地区 （仮称）氷見ICアクセス地区及び（仮称）シンボルロード地区を景観形成重点地区として一体的に指定する</td></tr></table>	時期	内容	詳細	平成16年6月	「景観法」制定	平成17年6月1日 全面施行	平成28年6月1日	「氷見市景観基本計画」策定	氷見らしい景観の分析、目標、方針理念	平成29年3月31日	氷見市が「景観行政団体」に移行		平成31年3月25日	「氷見市景観計画」策定	市全域を景観計画区域とする 平成31年4月1日 施行	平成31年4月1日	「氷見市景観条例」制定	平成31年10月1日 届出開始	令和8年 月 日	「氷見市景観計画」変更（1回目）及び「氷見市景観形成重点地区景観計画（シンボルロード地区）」策定	重点地区：シンボルロード地区 （仮称）氷見ICアクセス地区及び（仮称）シンボルロード地区を景観形成重点地区として一体的に指定する	3. 定期的な見直しと計画の変更・修正 ① 定期的な見直しと変更・修正 景観計画全体の内容については、10年を目安に見直しを検討します。また、景観形成重点地区を指定する際には、地区住民や景観審議会の意見を聴いたうえで、景観計画の変更・修正を行います。 ② 上位計画との整合 現在、第8次氷見市総合計画後期基本計画が2018年から2021年、氷見市都市計画マスタープランが2019年から2038年の期間で策定されています。今後はこれらの上位関連計画と整合を図りながら、適切に計画の見直しを行います。
時期	内容	詳細																				
平成16年6月	「景観法」制定	平成17年6月1日 全面施行																				
平成28年6月1日	「氷見市景観基本計画」策定	氷見らしい景観の分析、目標、方針理念																				
平成29年3月31日	氷見市が「景観行政団体」に移行																					
平成31年3月25日	「氷見市景観計画」策定	市全域を景観計画区域とする 平成31年4月1日 施行																				
平成31年4月1日	「氷見市景観条例」制定	平成31年10月1日 届出開始																				
令和8年 月 日	「氷見市景観計画」変更（1回目）及び「氷見市景観形成重点地区景観計画（シンボルロード地区）」策定	重点地区：シンボルロード地区 （仮称）氷見ICアクセス地区及び（仮称）シンボルロード地区を景観形成重点地区として一体的に指定する																				